北海道告示第 10960 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年4月28 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 12 月 28 日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター美唄店

美唄市東5条北5丁目1453番地157ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

- (3)変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)(仮称)美唄市東5条北5丁目商業施設 美唄市東5条北5丁目1453番地157ほか

(変更後) コメリホームセンター美唄店 美唄市東5条北5丁目1453番地157ほか

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名
  - (変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
  - (変更後)株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 株式会社セコマ 代表取締役 丸谷 智保 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
- (4)変更の年月日

平成 28 年 11 月 18 日

- (5)変更する理由
  - 上記1(3)ア 取締役会の決議により名称を変更したため

上記1(3)イテナントの確定により届出事項を変更したため

2 届出年月日

平成 28 年 12 月 8 日

- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年12月28日(水)から平成29年4月28日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで